４　条例素案に対する市民意見と検討委員会としての考え方

平成 21 年（2009 年）7 月

市民意見と検討委員会としての考え方

区分	意見（全文）	検討委員会の考え方
1	骨子素案を読ませていただきました。具体的な提案ではないのですが、普段まわりの子供、親子を見て感じる事について以下の 3 点についてご意見申し上げます。 1）保護者の責務 私は○○地区で、地域の子供達と接しております。その時に感じた事は、自分の子供をまるで自分の所有物というか、自分の思うがままに扱っている親がとても多いということです。こんなことがありました、地域で子供のレクリエーションを行いまして、後日、来なかった近所の子供に「この間、来なかったね？」と聞くと「おかあさんが、行かなくていい」と言ったというのです。「本当は行きたかった」とも言うのです。その親をよく知る方に聞いてみると、「うちは、そういう地域の行事は無駄だという考えです。そういう事に今後も行かせるつもりはありません」というお返事でした。そうでしょうか？子供が行きたいところに家族の（母親の？）きまりだからといって行かせない事が、まかり通っていいのでしょうか？私はそうは思いません。子供にも意思があり、子供は親の所有物でもなんでもなく、自分のやりたいことをやれるという権利があると思うのです。私は、この子供をなんとか地域の行事に出させてあげたいと思ったのですが、保護者の権利が強くて、近所のおばちゃんである私ごときには、どうすることもできませんでした。その保護者は、「私はきちんと子供を育てています。子供は私が良いと思うことだけやっていればいいのだ。」という教育論をお持ちのようです。このジレンマをどうにかできる文言がありましたら、入れていただきたいです。例えば「子供は親の所有ではありません、一人の人間として意見を尊重しなくてはなりません」など・・・うまい言い回しが見つかりませんが、昨今、このような考えを持った保護者が多いように思います。どうにか親と子の関係について、一言、文言を入れていただきたいです。 2）守られる権利	１）保護者の責務について ご意見の趣旨については、前文、第 3 条（責務）、第 4 条（広報及び権利の普及）、第 9 条（参加する権利）などに考え方を盛り込んでいます。さらに第 13 条（家庭での権利の保障）の解説に「子どもは保護者の所有ではありません。」という言葉を加えます。 ２）守られる権利について

	私は、今の子供たちは、守られすぎてしまっていないか？と懸念しております。かなり前、話題になりましたが、箱ブランコで怪我をしたから、箱ブランコは全て撤去という騒動。あれは私は、撤去ではなく、ブランコで正しく遊ぶ事を学ばせるべきだったと思います。危険なものは遠ざける的な守り方はしてほしくはありません。子供の時に危険をまわりの大人が排除していればそれは子供にとって、痛くなく、辛くなく、楽しい生活が送れるでしょう。でもそうやって育てられた子供は大人になって自分で危険を回避できるでしょうか？子供に時から、包丁で指を切ると痛い。高い所から飛び降りる時はひざのクッションを使わないと怪我をする。など、子供の時に痛みと引き換えに学習しておくことは、たくさんあります。それをまわりの大人が・・・親が「うちの子が、指を切ったそうですけどどういう事でしょう？」と学校にクレーム。先生は「保護者が怖いから、危ないことはやらせずにすませよう」教育委員会は「各学校、問題起こさないでくれよ」地域の大人「あの子に注意したいけど、親じゃないし、めんどうくさいことになったら嫌だし、ほっとこう」そんなまわりの大人が子供をどんどんひ弱にさせているような気がします。ゲームの世界で人を殺し、現実には痛い思いをしないから、どんどん変な世の中になっていっているような気がします。北広っ子は楽しい事も、辛い事も、痛い事も、はずかしい事も、悲しい事も、たくさん、たくさん経験して、たくましい大人になってほしいから、過度な守りはしてほしくはありません。今まで、身体的な事についてのみ言っているようになってしまいましたが、これは、精神的・・・心の面の事も含めての意見です。心身ともに、たくましい子供を地域あげて育てていくこと事がとても大切な事だと思います。 3）保護者の教育 項目にはありませんが、私は、子供の権利を守るのは、まず、一番近くにいる保護者の教育だと思います。1）保護者の責務でもありましたような保護者について、また、自分の都合で子供を振り回す親。（子供を家に残しておけないからと、どこにでも連れていき、自分が遊びたいのならば夜中でも子供を連れまわす。）朝は忙しいと朝食	ご意見の趣旨については、第2章「子どもの権利」の中に、様々な権利を盛り込んでいます。子どもは、色々な体験や遊び、自然に親しんだり、親や友達、地域の活動の中から、その子なりの年齢や発達に応じて成長していきます。私たちは、子どもの権利を十分に活かしながら子どもの成長を見守っていくことが大切と考えております。 ３）保護者の教育について ご意見の趣旨については、第11条（子どもの生活の場での権利の保障）、第13条（家庭での権利の保障）第1項に、保護者が子どもに接する考え方として「保護者は、子どもにとって最

市民意見と検討委員会としての考え方

	を食べさせない親・・・・地域の活動で保護者と接すれば接するほど、「えぇ～！親でしょう？」とびっくりすることばかりです。地域住民が、学校が、どんなにがんばっても駄目なんです。びっくりするような保護者・・・・この人たちを教育しないと子供は健全に育たないと思います。しかし、この、びっくりするような保護者というのはとても困ることに、外に出てきてくれないのです。地域でいろいろな子育てセミナーも行っておりますが、出てきてくださる方たちは本当に皆さん子育てに一生懸命で、自分も学ぼうという方たちばかりです。本当に話を聞いて欲しいびっくりするような保護者というのは、こういうところに出てきませんから、正しく子供を育てている保護者とそうでない保護者はどんどん差がついていきます。私は、この、びっくりするような保護者の子供をなんとかしたいと考えているのですが、本当に保護者の権利が巨大で太刀打ち出来ません。この条例になんとか保護者の教育が入りませんでしょうか？例えば・・・「親は子供が出来たらすぐに完璧な親になるわけではありません。親も親として、子育てについて、日々学習し、子供を健全に育てる知識を身に付けていかなくてはなりません」など、変な文章ですが、委員会のみなさんで話し合っていただけたらと思います。以上 3 点ご意見申し上げます。ご検討よろしくお願い致します。	もよいことは何かを第一に考えて・・」などの表現で盛り込んでいます。
2	母が代弁・代筆させていただきます。小学〇年一学期まで普通学級に在学、小学〇年より特学へ転校（〇〇市にて）。知的障がいと認定されるまで通常の学級に在席しましたが担任の差別対応には、いたたまれぬものがありました。これが教師かと思う淋しさと悲しさで本人は口数は少なくなり一時期は、失語症のような状況でした。担任の対応がそのようですから廻りの同級生もいたずらにいじめをくり返し本人にとっては、いたたまれない毎日だったと思います。（それでも休むことなく登校）障がいを持った子どもが認定を受けるはざまで親子共々傷つき生活されている方も多いと思います。生れながらはっきり障がいと判断された場合と成長していく中で障がいであると診断されるお子さんも多いように思います。どうぞどんな場合も教師の有りよ	ご意見の趣旨については、第 10 条（支援を受ける権利）、第 14 条（育ち・学ぶ施設での権利の保障）などに考え方を盛り込んでいます。今後、育ち・学ぶ施設におきまして条例の普及などが重要な役割になると考えています。

市民意見と検討委員会としての考え方

	うで又家庭との連携でもっと、もっとより良い対応を望みます。母	
3	子どもの権利条例素案について読ませていただきました。このような条例を作ろうと思って下さった方々、そして実行しようと思ってくれていること。とても感謝したいです。こんな風に、心ある大人がいること、とても心強いです。 私は今年、高校生になりました。 その高校で出会った人の中に、私と全く違った環境で過ごしてきた人がいました。(一般的に考えて)それは、虐待を受けてきた生徒や、弟などが虐待を受けている。と言った人です。今までそのような人に会ったことがなかったので、驚きでした。 条例のなかに、虐待されていたら・・・など、「保護する」と書かれた箇所がありました。保護は、申し出ない限り、またはその疑いがかけられない限り見つけて「保護」することはできないと思います。そうすると、保護されない子供が必ず出てくると思います。それは仕方ないことだと思います。ひとつひとつの家に入って、確認なんてできないからです。 でも、防ぐ方法や心の支えになる方法は必ずどこかにあると思います。条例にはできないと思いますが。 これを企画した方々、実行のために動いている方々にお願いしたいことがあります。できるだけ、多くの大人に、子供に愛情をあげたり、正しいしつけをすることを伝えてほしいです。伝えられなかったとしても、個人が行うだけで変わることがあると思うからです。 「保護」や「虐待を防ぐ」ことができなくても、しっかりしたあなたの子どもがそんな子供の話を聞いたり、支えになってあげられるかもしれないからです。 家でまともに生活できなくて、学校でもまともに生活できないと、その子の居場所が失われていきます。私が高校で出会った彼らは、周りに素晴らしい友達がいたり、逆に、触法行為やよくない仲間意識を持った集団と一緒にいたそうです。 もちろん、そんな集団や友達は一度では崩れません。中学を卒業した今でも、関わり	ご意見の趣旨については、前文、第3条(責務)、第4条(広報及び権利の普及)、第3章「子どもの生活の場での権利の保障」、第19条(救済委員の設置及び役割)、第23条(子どもの居場所)などに同様の考え方を盛り込んでいます。検討委員会としてはご意見を十分に受け止めました。

	を持ち続けています。 なぜなら、その集団の彼らも同じように虐待や、不倫が原因で親が離婚したときの苦しみや辛さを経験しているからです。 同じ気持ちを持った人がいると、なぜか心地よくて、そんなところから抜け出せないのだと思います。別に、悪いことが起きなければ抜けださなくていいのですが、そうではないから困るのです。 そんな時に、心ある大人が注意したり、気がついてくれると、反抗するかもしれないけど、いつかその大人の大切さや優しさに気づくはずです。 実際、注意するのは勇気がいるし、容易なことではありません。でも、できる大人は、周りに優しさをばらまくためでもなく、その子供のために言ってくれています。本当の心からの言葉なら必ず届くはずです。だから、そんなふうに言える大人、私は素晴らしい方だと思います。 だから、これを読んでくれた方たちだけでもいいから、しっかり子供を育ててほしいし、優しく見守ってほしいです。 高校生になっても、顔に表情をうまく出せない人もいます。 それは、小さい頃から本音を言えば殺される環境にあったためです。 ご飯を一日一回で間に合うっていう人もいます。ご飯を親が作らないから。盗んで食べていたそうです。そんな人の意識の中には、「パンが飾ってある」と。一回で間に合うわけありません。成長期にからだが欲してたまらないはずです。パンをあげたことがありました。渡した時、その人は見たことない顔をしました。文章では伝えられないほど、その人の顔には何かの思いが溢れていました。 こんなふうにたくさんの想いを抱えた子供がいます。まだ私も子供なので断言できないですが、子供から見た子供は書いたとおりです。心ある大人が増えてほしと願います。 まず、ひとりが始めることで、その人の子どもが誰かを助け、助けられた人は支えに	

市民意見と検討委員会としての考え方

	生きていく。こんな風に少しでもなれば、嬉しいです。 条例前文にもあったように、「世界でたった一人のかけがえのない存在」です。 他者から愛情を受けたり、理解されることで、自分の存在に意味があると思える・・・。 だから、子供に少しでも愛情と、理解しようと思う気持ち、話を聞く気持ちを持ってもらえたら幸いです。 長い文章、読んでいただきありがとうございます。生意気な文章、申し訳ありませんでした。子どもの権利条例素案を作った方々。ありがとうございます。条例、よろしくおねがいします。	
4	日本国憲法の個人の尊厳を将来の社会の担い手である子どもに対して、子ども時代からそのことを子ども自身が実感することが大切であると考えます。したがってその理念を具現化するものとして、子どもの権利条例の制定に賛成します。なお、条例の理念を実現するために、子どもに対する権利が侵害された際の救済制度(行政から独立したいわゆる第三者機関)を設けることを希望します。そして、その構成員としては独立性と中立性を確保する観点から、学校関係者(含む元職員)・市の関係者を除外することが必要と考えます。これは、子どもは学校で過ごす時間が多いことから、学校という場でいじめなどの権利侵害が起きる可能性が高く、そうした場合、学校関係者からの意見を求めることは必要ではありますが、学校という枠組みの判断・行政のみにとらわれることなく、多様な角度からの意見が必要と思われるからです。したがって、学校関係者・市の関係者を除いた委員による最終判断が望ましいと考えます。	ご意見の趣旨については、第 20 条（救済委員の定義、任期、責務等）の解説に「ただし、教職員については、退職後 5 年以上経過した者とします。」という言葉を加えます。
5	安心して生きる権利や参加する権利などがあって、私はいいと思います。いじめられている人が安心してくらせる（生活できる）事は、良い事だと思います。 このパンフレットに書いている事を私は間違っていないと思います。	検討委員会としても第 2 章「子どもの権利」をはじめとして、同様に考えています。
6	学校などで行っている「いじめアンケート」などは、やるのはいいと思いますが、実際、いじめられている人が十人いるとすると、三～五人程しか正直に言わないと思い	ご意見の趣旨については、第 2 章「子どもの権利」、第 3 章「子どもの生活の場での権利の保

市民意見と検討委員会としての考え方

	ます。 ⑤の、「支援を受ける権利」の所は、肌の色などの悪口を受けている人は、クラスにも数人います。良くないと思います。「虐待や暴力から子どもを守る」と書いてありますが、具体的にどんな事をするのか。 「子どもの権利を守る」と書いてありますが、いじめや子どもの権利を奪う行いは、実際大人の見ていない所で行われますが、その場合、どう対処するんですか。などを工夫したり、みんなが誰でも分かる様にすると、子どもの権利条例がもっと役立つと思います。	障」、第5章「相談及び救済」など、条例素案全体の中に同様の考え方を盛り込んでいます。また、啓発や施策の徹底により条例を市民の中に浸透させることができるようになると考えています。さらに、市民が気軽に相談などをできる体制にすることが必要と考えています。
7	たくさんの人が子どもの権利条例を知って自分は何が出来るのかを考えることが一番大切なことだと思う。だから、知ることから始めればよいと思う。	検討委員会としても第4条（広報及び権利の普及）をはじめとして、同様に考えています。また、この条例がより多くの市民に知っていただくため、広報に努めていくことが必要と考えています。
8	○○○では、子ども政策の柱として「子どもの権利条例」の制定をめざし、学習会やフォーラムを開催するなど活動してきました。 北広島市においては、早急に、検討委員会の子どもの権利条例素案に基づいた条例づくりをしていただきたいです。 今の時代、虐待やいじめなどの辛いニュースを耳にしない日はありません。本当に困ったり、悩んだりしている子どもたちを支援できる、実効性のある条例を制定してください。また、制定後も子どもたちの意見が反映される条項を盛りこんでください。 子どもの人権を守るための大切な条例です。広く市民に知らせ、北広島の子どもたちが健やかに育つことができるよう、みんなでこの「子どもの権利条例」を生かしたまちづくりをしていきたいと思います。 また、以下の3点について要望します。 1点目	①早急な条例づくりについて 現在、検討委員会で鋭意検討を進めています。 ②1点目について

市民意見と検討委員会としての考え方

	（救済委員の設置及び役割） 第１９条　市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速な相談・救済を図るために、第三者機関、　「北広島市子どもの権利救済委員」をもうけます。 「子どもの権利条例」が実効性を持ち、子どもの人権を擁護し、権利侵害などから救済し、新たな人間関係を構築するためには、行政機関から独立した立場で、権限を持った公的な第三者機関が行う救済制度が必要です。第 19 条の救済委員制度はぜひ、盛り込んでください。 2 点目 （虐待等の禁止） 第１２条　虐待等は、子どもの人格を否定する行為であり、いかなる場でも行ってはなりません。　【解説】この条例文の虐待等とは、虐待及び体罰をいいます。 （虐待・体罰の禁止） 第１２条　虐待・体罰は、子どもの人格を否定する行為であり、いかなる場でも行ってはなりません。 子どもの生活の場での権利の保障は、「家庭」「育ち・学ぶ施設」及び「地域」の 3 つの場に即して規定されています。虐待は児童虐待防止法で、体罰は学校教育法で禁止されています。第１４条に「体罰は権利の侵害であり、行ってはなりません」とありますが、体罰は「育ち・学ぶ施設」のみで起きることでしょうか？　体罰は暴力であり、エスカレートします。 【解説】のみに記述するのではなく、第 12 条を（虐待・体罰の禁止）とするように提案します。 3 点目 第 17 条の（子ども会議）はぜひ、条例に盛り込んで、条例制定後も、子ども会議が開催されるように、要望します。 　以上	ご意見の趣旨については、第 19 条（救済委員の設置及び役割）に盛り込んでいます。 ③2 点目について ご意見の趣旨については、検討委員会でも議論のあった点ですが、児童虐待防止法に定められている児童虐待とは異なり、体罰の定義にあいまいさがあるため、虐待等としました。 ④3 点目について ご意見の趣旨については、第 17 条（子ども会議）に盛り込んでいます。

市民意見と検討委員会としての考え方

9	先日の子供の権利条例についてＦＡＸしました。この条例ができたからといって、明日から何かが急激に変わるわけではないと思いますが、子を育てる親も、それを取り巻く社会もそして何より、これからの子供達にとって自分の権利を大切に思う心を早いうちから育てていく事につながるのではと思います。自分の権利を大切にするという事は、同時に他の人の権利も大切にするという心にもつながると思います。	ご意見の趣旨については、前文、第２章「子どもの権利」に同様の考え方を盛り込んでいます。
10	Ｐ４の守られる権利を見て思った事と要望を書きます。この権利だけじゃいじめは消えません！！ぼくは、小学校からいじめられ、努力し、高校生活を楽しんでいる者です。小学校では最初、いじめられるなんて思っても、いませんでした。それは最初に冗談で言われていたので、「また冗談か・・・」とかとしか思っておらず、気にしないで楽しんでいました。その後、やっぱり嫌われてしまいましたが、どこがどう悪いかよくわからず悩んだ覚えがあります。なぜ悩んで高校まで嫌われたかと言うと小学校では、「そこはダメだよ」とか相手を傷つけるようなことが無く話していましたから冗談だと思ってしまいます。 だからいじめが少しずつおこり、中学でも引きずったりすることがあるのではないかと思います。そして、心身ともに成長し、中学となるとその冗談に聞こえていた話しなどが消えて、急に人がいなくなるというようないじめになっていきます。２つの小学校と中学校の共通点を調べると自分がどう動いているかを確認しないことが共通しているとぼくは気付きました。 つまり、帰りの１時間、30 分だけでもいいから今日やったことをふり返るようなことをさせ、一言先生が何か書くような事があると、自分であれはいけなかったなぁ・・・今後気をつけよう。と思い自分改造になるのではないでしょうか？人種や体格の事は自分の意志の強さが足りないのでは？と思います。人間、かくせないコンプレックスがあると、暗く引きぎみになって、よけいにそれを目だせるので、それに負けないくらいの意志の強さがあれば大丈夫だと思います。現に、ぼくの学校では見た目はちょっと・・・。という人はいますが、それに負けないくらいの行動、性格で	ご意見の趣旨については、前文、第２章「子どもの権利」、第３章「子どもの生活の場での権利の保障」、第５章「相談及び救済」に同様の考え方を盛り込んでいます。検討委員会としてはご意見を十分に受け止めており、今後もいじめを無くしていく取り組みが必要と考えています。

市民意見と検討委員会としての考え方

	先生や色々な生徒からも好かれています。本人に聞くとこんな風になるまでかなり苦労した、いじめでくじけそうになった・・・。と言ってました。この用紙に書くような事ではないと思いますが、いじめをなくしたいと人一倍思っていたのでここに書かせて頂きました。	
11	市広報で読みました。いつも市民にとって大切な仕事に労して頂き、とりわけ子どもの権利条例は、素案完成までこぎつけられ、ありがとうございます。素晴らしい素案が出来たと心からお礼申し上げます。 大切なことが多くて大変とは思いますが、本条例が、１日も早く制定できますようお願いをするものです。 ８章建て・３１条から構成されておられる由、完成までに随分と会議・研修を重ねられ、熟慮されている内容があちこちに表われております。 特に前文は総論的で素晴らしい押さえと思いました。本件は条例を作って終りではありません。５章・６章・７章にもありますように施行され、実行に移され、救済され、保障状況が検証されて、実効を挙げていくところにねらいがあります。 こう言っている間にも、守って欲しい・救って欲しい子どもたちの叫び声が聞こえてきます。 完全なものが出来るまでまっていては、永久に出来ないかもしれません。不足分が出てきたら、施行しながら補っていく事もやぶさかでないのかもしれません。 本条例が１日も早く制定されますよう、繰り返し賛意を表明させていただきます。頑張ってください。	①条例の早期制定について 現在、検討委員会で鋭意検討を進めています。 ②条例内容について ご意見の趣旨については、前文、第５章「相談及び救済」、第６章「市の施策」、第７章「子どもの権利の保障状況の検証」などに同様の考え方を盛り込んでいます。
12	子供の権利条例ができること自体、まず素晴らしいことだと思いました。条例前文の趣旨にもおおいに賛成です。 子供はもっぱら愛され保護される対象で、善かれと思う親や大人の意に従うのが当然だと思っている人はかなり多いのではないかと感じます。私自身も、思春期を迎えたわが子との関わりのなかで、子供は親の従属物ではない、たとえ善意であっても大人	①条例内容について ご意見の趣旨については、前文、第12条（虐待等の禁止）、第14条（育ち・学ぶ施設での権利の保障）などに同様の考え方を盛り込んでいます。

市民意見と検討委員会としての考え方

	の都合で振り回すのは許されない事だと思い知らされました。この条例は、大人の自覚を促し、子供の自尊心を育てる良い契機になると思います。 大人であろうが子供であろうが、皆一人の人間として対等の価値を持ち、お互いに尊重すべき存在だということを明らかにすることが、児童虐待や子供同士のいじめなどの解決策一歩でもあると思います。 救済委員の制度は本当に大切だと思いました。ここが機能しなければ、どんな素晴らしい条例も画にかいた餅ですね。安心して、気軽に相談できる体制を作ってください。	②救済制度について 前文、第5章「相談及び救済」などに同様の考え方を盛り込んでいます。
13	（仮称）北広島市子どもの権利条例素案の作成に当たりましては、貴委員会の「検討委員会のこれまでの道のり」を拝見し、その御苦労に対し、心から敬意を表します。つきましては、素案に対する意見を、浅学ながら次のとおり提出しますので、よろしくお願いします。 記 1　前文について　趣意が広がり過ぎ、かえってポイントがつかみにくい。したがって、凝縮、簡潔にまとめた方が、内容を理解しやすい。 2 本文について （1）全体の構成、表現は良い。 （2）ただし、用字、用法及び送り仮名並びに表現の一部に、一層の推こうを望む。 3 私案の添付について　上記 1、2 に係る私案は、別紙のとおり。	１前文について 検討委員会としては、子どもの権利についての考え方、北広島市らしさとまちづくりの視点などを表した結果、このような前文になったものであります。 ２本文について ①本文の用字、用法及び送り仮名並びに表現について 検討委員会としては、市民にとってわかりやすい表現に努めましたが、ご指摘のあった箇所などについては、今後市において法制的な視点からの整理が必要と考えております。

市民意見と検討委員会としての考え方

		②第５条（子どもの権利月間）について 検討委員会としては、「第５条　子どもの権利についての・・」を「第５条　市は、子どもの権利についての・・」に変更し主体を明確にします。 ③第 12 条（虐待等の禁止）について 検討委員会としては、第 12 条（虐待等の禁止）及び同条解説で、「虐待等とは、虐待及び体罰をいいます。」とし、体罰の禁止も含むことを示しました。体罰については、学校教育法で禁止されております。また、第 14 条（育ち・学ぶ施設での権利の保障）第４項で、「体罰は、権利の侵害であり、行ってはなりません。」としました。 ④第 13 条（家庭での権利の保障）について 検討委員会としては、この条文の後段で「子どもの年齢や発達に応じた・・」という表現があるため、変更の必要はないと考えております。 ⑤第 14 条第４項について 検討委員会としては、育ち・学ぶ施設での権利の保障として必要な規定と考えております。

市民意見と検討委員会としての考え方

		⑥第 28 条第 4 項について 検討委員会としては、第 20 条第 5 項で救済委員について同様の規定があることから、ご指摘のとおり「第 20 条第 5 項の規定は、検証委員会について準用します。」に変更します。
14	子供の権利条例素案、読ませていただきました！私も意見させていただきます。 ○基本的な考え方には何も問題はないと思います。制定された後これが全部守られるのでしょうか？札幌はもうすでに条例があるのに「親による子供の監禁」が見過ごされていました。条例が実行されて始めて条例の意味があるのではないでしょうか？北広島市の体制に期待します。 ○いじめについてですが、加害者の権利が優遇され、被害者の権利が蔑ろになりがちです。この条例が被害者の救済になる事を望みます。 ○この素案に「全ての子供に善悪を知る権利」があるといいと思います。今、子供の自由な意見が尊重されています。 子供自体、善悪を正しく知った上での自由意見が良いと思います。悪い意見も尊重されてしまうと正しい指導が出来ないのではないでしょうか？教師や親でさえ善悪が判らない方がいます。この大人達も子供時に善悪をしっかり知っていないと思います。モンスターペアレントとされている中にも、正しい事を言っている親もいると思います。教育業界側、行政も、何が正しいかを考えて下さい。全ての大人が考えなければと思います。私も親として微力ながら考えていきたいと思います。正しく子供が育つように環境を整えて下さい！期待しています。	①条例の実行について ご意見の趣旨については、検討委員会としても同様に考えております。 ②被害者の救済について ご意見の趣旨については、第 2 章「子どもの権利」、第 5 章「相談及び救済」などに同様の考え方を盛り込んでいます。 ③善悪を知る権利について 検討委員会としては、善悪の判断基準をどのように定めるかなど難しい問題であると考えておりますが、ご意見の趣旨については、第 8 条（健やかに育つ権利）、第 9 条（参加する権利）などに同様の考え方を盛り込んでいます。
15	此の度、子どもの権利条例素案の基本的な考え方（骨子）が発表された事は、一市民として、又その昔教職に係わった事のある者としても、とても力強い事と存じます。	ご意見の趣旨については、前文、第 3 条（責務）、第 2 章「子どもの権利」、特に第 9 条（参加す

市民意見と検討委員会としての考え方

	特に現在の世相の中から将来を洞察する事は大変容易ではないものに携わった委員の皆様に敬意を頌したいと思います。 　そこで 11 月 15 日の市情報紙に素案の意見募集とありましたので、私の少々的外れな細やかな一声も出してみようと思い一筆致しました。 　条例前文は誠に立派で、案の全文総てを代表して書かれてかの様でした。 8 章建て 31 条の条文もよく考慮されていますし、条文の構成として必要な事項として当然な内容で良かったと思いました。が、私としては、どこかに少しばかりのスパイスがほしい、子どもたちがこれを読んで、一歩踏み出したくなるような一文（ポンと肩をおすような）も入れてみたらどうかなと思いました。 〇事実を見つめて考慮する力 〇正しい判断力 〇柔軟な自主性と積極性 等々を学び養い元気よく生きる。それが子供達を育てる見守る社会（特に作成した委員の皆様）の願いである。と言うような事はどうでしょうか。条例文としては必要ないかも知れませんが、私は現代の世相だからこそ、場合によっては、目を覚ます変なスパイスもあっては、と考えてみました。 　この条例案の完成を願う者の一人として、委員の皆様にエールをおくり乍らの乱文ご笑読して頂ければ幸甚でございます。ついでに私の好きな道元禅師の言葉を一つ。 　よき人に近づけば、覚えざるに、よき人になるなり。	る権利）などに同様の考え方を盛り込んでいます。
16	私は、子どもの権利条例検討委員会の 3 年に亘る議論と検討による骨子が公表されたことを心から喜びたい。そしてこれに携われた 17 名の委員の皆様に敬意をはらうものです。 子どもが夢と希望をもち幸せに暮らすことを保障するのは、子どもと係わりをもつ全ての大人の責務です。この責務について骨子は保護者を含め 5 つを明記しています。これを私は高く評価するものです。	①保護者等の責務について ご意見の趣旨については、検討委員会としても同様に考えております。

市民意見と検討委員会としての考え方

	又、前文に日本国憲法が入っています。活かしきれていない憲法が明記されたことも評価するものです。 大人社会にある種々の問題、例えばモンスター〇〇と表現されている人々の権利をはじめとする極端な言動が学校・病院・自治体等であり、それが増えつつある近年の実態。高齢化・少子化が急激に進行する中での地域力の衰退は言われて久しい。その要因はいくつかあるが、1つがプライバシーの壁であるとは自治会役員から良く耳にすることである。この壁が自治会活動衰退につながっているとするなら、表裏一体と言われる権利と義務は良くよく考えながら行使しなければならない。 私達大人は、この骨子にある責務を果たすだけでなく行使している権利と義務を今一度考える良い教科書としたいものである。	②日本国憲法について ご意見の趣旨については、検討委員会としても同様に考えております。 ③権利と義務について 検討委員会としては、前文で「子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ合い、自信とほこりをもって生きることが大切です。この経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身につけ、責任をもって行動できる大人へと成長していきます。」と表現し、権利と義務は一体ではなく、お互いの権利の尊重の中に、責務が生まれると考えております。
17	平成18年1月、北広島市長から「北広島市子どもの権利条例」（以下権利条例）の制定を諮問された北広島市子どもの権利条例検討委員会（以下検討委員会）が、3年間にわたって審議された結果を、権利条例素案としてまとめ、公表されたご苦労に対し敬意を表すると同時に、市民からの意見公募にあたり、私見を申し述べたい。 権利条例全体については、権利条例制定の趣旨、各条文の意図等について、さらに今後、啓蒙、共通理解、権利条例に関する市民の情報の共有が必要と思われる。権利条例制定の審議過程において、子どもがわがままになる、子どものいいなりになる、大人からの一方的な押しつけ、個人プライバシーの侵害等、いろいろな意見があったように聞いているが、出された対立、賛否の意見を調整する機会、場が必要と思う。 私が「権利条例」について、最も関心を持ったのは、第5章相談及び救済（第19条～第22条）と、第7章子どもの権利の保証状況の検証（第27条～第30条）である。 　子どもの権利が侵害された場合（侵害されそうになった場合）どういう救済が規定	①市民の理解について 検討委員会としては、市のホームページで議事録の公開、また、今回の市民からの意見をお聞きすることなどを実施しています。ご意見の趣旨については、第4条（広報及び権利の普及）などに同様の考え方を盛り込んでいます。 ②救済規定について ご意見の趣旨については、検討委員会として、第5章「相談及び救済」に考え方を盛り込んで

	されているか、「権利条例」では、第三者機関「北広島市子どもの権利救済委員会」を設置し、その役割として、相談、助言、支援、調査、勧告、是正を行うと規定している。この救済規定には別に異論はないが、子どもの権利侵害の事実があった場合に、この救済規定が、どこまで機能するか、どこまでその役割を果たせるかということである。救済規定により救済が成立するには、関係する相手の了解や協力を必要としているからである。 2007 年度の青少年の暴力行為は、全国で約 52,000 件、いじめは約 100,000 件、全国の児童相談所が児童虐待で対応した件数は約 40,000 件と、いずれも過去最高と、新聞で発表されている。 また、北海道教育委員会が、本年 11 月に公立学校の長期欠席者について調査し、該当者 1,321 人のうち、学校側が本人に接触できなかったが 403 人、児童相談所が接触できなかったのが 252 人と発表している。 また、札幌市で、母親に約 8 年間、自宅監禁されていた女性が発見され、外部に支援を求めなかった学校、見逃していた児童相談所、市民から連絡を受けながら対応できなかった区役所等の機能不全が縦割り行政の弊害として指摘されている。 北広島市においても、かって、いじめを受けた本人や親が、担任、学校に訴えたが、担任、学校は、いじめは無かったと対立し、転校に追い込まれた例もあった。 このような問題の背景には、親の子育ての怠慢、放棄や、親権をふりかざして子どもとの面談を拒否すること、関係機関（学校、児童相談所）が、侵害、いじめと認識しないこと等が問題点として指摘されている。 権利の侵害には、侵害を受けた本人、親が、救済を求めており、そのために必要な調査、助言、勧告を受け入れる、協力することが前提になる。救済委員は強制力は無く（現在強制権を持つのは警察官）救済の前提条件が無い場合、救済は非常に難しくなってくる。侵害の事実があっても、本人、親からの訴えもなく、近所の人から連絡があったとしても、家庭、学校にどこまで立ち入ることが出来るか親権、学校の教育	いますが、救済委員、相談員の設置等に係る具体的な規定は、市が別に定めるべきと考えております。

	権、個人のプライバシーを考慮しながらの救済対応が課題になっているが、3人の救済委員で可能か、相談員の多様な人選でカバーしたらどうか。 　次に、第7章子どもの権利保障状況の検証についてであるが、この章は、子どもの権利の保障状況や、子どもの権利に関する施策を検証するために、「子どもの権利検証委員会」を設置し、保障情況や、市の施策について審議し、市に提言すると規定している。 　これは、子どもの権利の保障情況と、それを支えている子どもの権利に関する推進計画の評価をするものと思うが、どこまで、どの程度の検証が可能か、どういう事実を、どういう基準で、どういう検証方法で、検証するかという問題もありますが、今後の課題として、市民が納得できる検証を期待するにとどめたい。 　以上、思い付くままに、意見、感想めいた事を書きましたが、推敲の時間もなく提出しますので、意のあるところを汲みとってください。権利条例検討委員会の皆様のご健闘を期待しています。	③子どもの権利保障状況の検証について ご意見の趣旨については、検討委員会として、第7章「子どもの権利の保障状況の検証」に考え方を盛り込んでいますが、検証等に係る基準など具体的な規定は、市が別に定めるべきと考えております。
18	3年間にわたり、忍耐強く多方面で様々な検討がなされてきたことに対し、心から敬意を表します。また、北広島市の一市民として、このような活動が市民参加のもとに熱心に行われていることを誇りに思います。 今回配布の素案について １、良かった １）実際に子どもの生活している場に出向き、現状把握に努めたこと ；これによって机上の案にならず説得力のあるものになったと思いました。 ２）子ども会議開催、小中学生向けパンフレットの学校配布など、当事者である子どもの意見を反映させるための努力が随所でなされたこと。 ；正に「子どもの権利条例」を具現化させる第一歩と思います。 ３）「素案」の全戸配布、インターネットの活用、学校を通じて子どもに直接手渡すなど、広報活動を幅広く工夫し、「子どもの権利」について周知徹底させるよう努力	1良かった点について ご意見の趣旨については、検討委員会としても同様に考えております。

市民意見と検討委員会としての考え方

	したこと。 ;「子どもの権利」というまだ、なじみの薄い概念を市民に知らせていくことが条例の具体化には不可欠と思います ４)「市民」の定義に実用性と柔軟性を持たせていること ５)「子ども」を一方的に大人が守るべきものとしてとらえるのではなく、北広島をともに作っていく街づくりのパートナーとしてとらえていることは画期的なことと思います。 ;子どもの未来は私たち大人にとっても未来（豊かな老後）であることを再認識しました。 ２、もう少し考えたい点 １)(2) 定義の④「育ち・学ぶ施設」について ;北広島市内でも近年大手塾の進出が目立ち、好むと好まざるとにかかわらず、子どもたちの塾で過ごす時間が一定の割合を占めています。塾がどのような法律のもとにあるのかわかりませんが、塾の密室化は避けたいものです。経営上の様々な事情から、なかなか塾内でのトラブルや事故が、外に出にくい状況にあるのではないかと懸念しています。定義④に塾関連施設も考慮していただきたいと思います。 ２)（６）救済委員制度について ;現在、市内では各小中学校に配置されている相談員、またみらい塾などの教育各機関、ＮＰＯなどが、積極的にさまざまな場面で子どもたちに関わり、良い働きをしていると思います。また、人権擁護委員も市内学校に出向いて子ども対象の人権教室を開いていると聞いています。これらの活動部門を十分に把握し、有機的に資源として活用し、縦割り行政の弊害を予防するよう希望します。 当事者である子どもにとって最善のものは何かという視点から、この救済制度が実質的に機能してくよう、柔軟かつ実用的な組み立てを願っています。以上	２もう少し考えたい点について 1)「育ち・学ぶ施設」について ご意見の趣旨については、第２条（定義）で「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設」と表現し、同条の解説の「・・・体育館などを指します。」の「など」に含まれます。 2)救済委員制度について ①関係機関との調整について ご意見の趣旨については、第５章「相談及び救済」に考え方を盛り込んでいますが、関係機関との調整等は、今後市で調整を行うべきと考えております。 ②救済制度の機能について ご意見の趣旨については、第５章「相談及び救済」に考え方を盛り込んでいますが、救済制度

市民意見と検討委員会としての考え方

		の具体的な機能等は、市が別に定めるべきと考えております。
19	戦後教育の荒廃（家庭教育、学校教育等）などにより、現在さまざまな事件が起こり、子どもが巻き込まれる事件も多発しております。これらの事件等から子どもを守ることは大人として当然であり、そのために必要な法整備も行われなければなりません。北広島市の子どもの権利条例は、３年にわたり議論されてきたようで、私も数回傍聴させていただきました。それを踏まえて意見を述べさせていただきます。 まず、私はこの条例には100%反対の立場です。その理由は次のとおりです。 １　条例前文 根本的なボタンのかけ違いはこの前文です。子どもは「パートナー」とありますが、子どもは大人の庇護の下で育つのであって、知識・経験・見識等が浅い子どもがパートナーでないことは明らかです。 ２　各々の条文では、制定された場合に悪用されかねないと思われる項目がありますので、大幅な修正あるいは現行法の整備で対応すべきだと思います。 ①参加する権利・自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されます。とありますが、常識的に見て理不尽な意見でも、尊重されなければ、極端に言えば訴訟問題に発展する危険性があります。・仲間をつくり、仲間と集うことができます。とありますが、例えば、暴走族を公に認めることにつながり、危険な条文です。	１条例前文について 検討委員会としては、前文で「子どもは、大人とともに北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしてつくられたまちはすべての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、責任ある社会の一員として尊重され、大人とともに北広島市のまちづくりを担っていきます。」とし、子どもをまちづくりのパートナーとしました。ご意見の趣旨とは、パートナーという言葉の意味する内容が異なるものと考えております。 ２条文について ①参加する権利などについて 検討委員会としては、第９条（参加する権利）及び同条解説で、「子どもが自らの意思や意見を安心して表明することができ、社会に参画す

市民意見と検討委員会としての考え方

		ることができる権利を保障する」としました。例示されている暴走族については、公序良俗に反する存在であると考えます。
	②守られる権利・プライバシーが守られます。とありますが、家庭においては親が子供を監督する責任がありますので、子どものプライバシーが家庭において守られないこともあります。子どもが親に対して「プライバシーが守られる権利がある」と主張してきた場合には、この条文があるので対抗できなくなります。家庭崩壊です。	②守られる権利について 検討委員会としては、第7条（守られる権利）及び同条解説で、「すべての子どもは、一人ひとりが違う存在であることを認められ、その個性を大切にされ、自分を守り、あるいは守られる権利を子どもに保障する」としました。また、第3条（責務）第2項で、「保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、その子どもの権利を保障します。」としました。
	③健やかに育つ権利・ありのままの自分でいること。とありますが、周囲との協調性も大切なことであり、自分 のことだけを考えるようになってしまう危険があります。個性が大切と言われますが、一 定の制約があっての個性であり、無制限に認めるのは日本の社会の崩壊につながります。	③健やかに育つ権利について 検討委員会としては、第8条（健やかに育つ権利）及び同条解説で、「子どもが周りの人に助けてもらったり、守ってもらったり、注意してもらったり、教えてもらったりする中で自分を豊かにし、健やかに育つことのできる権利を子どもに保障する」としました。また、前文では、自分の権利を知ることは、他人の権利も大事にすること。それは、互いに個性を認めることであり、わがままを認めることではないという考え方を示しました。
	④体罰禁止とありますが、体罰の定義は何か。教師が頭をゲンコツでコツンと叩く	④体罰について

市民意見と検討委員会としての考え方

	のも体罰か。これは体罰ではありません。体罰禁止とひとくくりしてしまうと、多少のことでも生徒が体罰と訴え、先生は何もできなくなり、教育崩壊になります。 以上、個々に上げればきりがありませんので、具体的な意見はここまでとしますが、全体的に言うと何も歯止めがない条文ですので、非常に危険性があります。この種の権利条例は他の自治体でも様々な問題が提起されてますが、委員会ではどのような情報収集をし、今北広島市に何が必要か十分に考えたのでしょうか。歯止めはどのように考えているのでしょうか。条例制定あり きで進んできたとしか思えませんし、子供のこと、地域のこと、日本のことを考えるとこのような条文にはならないと私は思いますが、うわべだけの条文になっていることが非常に残念です。 一旦廃案にして、他の自治体での問題点を徹底的に調べ、このような条例が本当に必要なのかどうかを議論すべきです。市長が公約に挙げていることと、必要性とは別問題です。　委員会の方は、本当に責任を持って、胸を張ってこの条例がベストであると言えるでしょうか。どうしたら日本が良くなるかを考えて下さい。　勝手なことを書かせてもらいましたが、ご無礼をお許しください。日本を思う気持ち書かせていただきました。	検討委員会としては、第 12 条（虐待等の禁止）及び同条解説で、「虐待等とは、虐待及び体罰をいいます。」とし、体罰の禁止も含むことを示しました。また、体罰については、学校教育法第 11 条で禁止されております。第 14 条（育ち・学ぶ施設での権利の保障）第 4 項で、「体罰は、権利の侵害であり、行ってはなりません。」としました。
20	北広島市「子どもの権利条例制定」に向けて、委員の皆様の日頃の活動・ご努力に対し敬意を表します。 「国連子どもの人権条約」の主旨に基づき、子どもの４つの基本的な権利を守る為に、北広島市に於いてはどの様にされるべきか？委員の皆様を４グループに分けて真摯にご検討されておられる様子を第１・２回～の検討会議報告書から拝見しました。 会議報告を拝見した（始めの方だけですが）限りに於いて、妥当な方向性と推察致します。討議されている内容を適切に・早期に成文化・条文化されて、条例を創られる様特段のご努力をお願いしたいと存じます。 「何故条例が必要か」理解できずに反発する人が居るかもしれませんが、確固とした信念を持って実行して下さる様、宜しくお願いします。敬具	現在、検討委員会で鋭意検討を進めています。

市民意見と検討委員会としての考え方

21	３年にわたる検討委員の皆様のご努力に敬意を表します。 北広島にもやっと「子どもの権利条例」が創られようとしていることを大変うれしく思います。 前文で「子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です」と述べられていることは子どもの権利条約前文にある「子どもが…省略…とくに平和、尊厳、寛容、自由、平等および連帯の精神の下で、育てられることを考慮し…」に合致しており、憲法とこの条約に基づいて創られたことがわかります。 （7）市の施策についてはその具体的内容を推進計画の策定に待ちたいと思いますし、 （8）推進体制の整備検証についても期待したいと思います。 できるだけ早急にこの条例が実施され、北広島のすべての子どもたちが「夢と希望をもち幸せに暮らせる」よう願ってやみません。	①日本国憲法及び児童の権利に関する条約について ご意見の趣旨については、前文で「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき」と表現し、検討委員会としても同様に考えております。 ②市の施策について ご意見の趣旨については、第６章「市の施策」に考え方を盛り込んでいますが、市の施策の具体的な内容等は、市が別に検討すべきと考えております。 ③推進体制について ご意見の趣旨については、第７章「子どもの権利の保障状況の検証」に考え方を盛り込んでいますが、推進体制の具体的な内容等は、市が別に検討すべきと考えております。 ④条例の早期制定について 現在、検討委員会で鋭意検討を進めています。
22	子どもの権利条例を読ませていただきました。 きちんとまとめられており、作り上げるのは大変なご苦労だったと思います。 子どもは、大人に従うだけの存在ではなく、一つの個性を持った人間ですので、意志、意見を尊重することが大切だと感じています。 ぜひ、条例を生かし、これからも子どもたちがのびのびと生活できる北広島であって欲しいと願っています。	ご意見の趣旨については、第９条（参加する権利）などに同様の考え方を盛り込んでいます。

市民意見と検討委員会としての考え方

23	冬は早く暗くなるから私は4時までしか遊べないのに、6時間勉強だと全然友達と遊べません。子どもの権利条例のすこやかに育つ権利には、遊ぶ権利があると書いてありました。土曜日と日曜日に学校に行ってもいいです。私は友達といっぱい遊びたいです。子どもの権利条例で私達がたくさん遊ぶ時間を守って下さい。	検討委員会としては、放課後の時間をどう有効に使うかを、友達や保護者と話し合ってみてはどうかと考えております。
24	全体的に華美（誤解を受けやすい）に、子供・親の一部に受身が多い表現なり過ぎている。 現実に子供達に取って情報過多・複雑な社会の中で自分の存在・価値観も判断出来ず、孤独感が最も強い子供環境に於いて、あまりにも抽象的表現が多い。 又権利をこれだけ強く大きく表現しているのに年齢相応の義務感はどこで教えるのだろうか。 社会に対する義務、家庭の中での義務、学校の中での義務等々、自立心を育てる方向づけがあいまい。 もう少し時間をかけて、急ぐ必要は無いと思います。	①表現について ご意見の趣旨を踏まえ、第13条第1項「子どもの年齢や発達に応じた支援」では市民にわかりにくいので、「養育」に変更します。 ②義務について 検討委員会としては、第3条（責務）、第2章「子どもの権利」、第3章「子どもの生活の場での権利の保障」などにおいて、子どもの権利についての考え方を示しました。また、第8条（健やかに育つ権利）の解説で、「子どもの権利を学習することは、第一義的な権利保障であること」を示しました。さらに、検討委員会としては、権利と義務は一体ではなく、お互いの権利の尊重の中に、責務が生まれると考えております。 ③時間をかけて 検討委員会としては、これまで十分な議論を行ってきております。
25	子どもの権利条例素案の意見、感想です。条例としては素晴らしい内容だと思います。しかし、子どもの権利が脅かされた場合にどうその権利を守るかという点が不十分に思います。救済委員制度をもう少し具体化する必要があります。	①救済制度について ご意見の趣旨については、第5章「相談及び救済」に考え方を盛り込んでいますが、救済制度

市民意見と検討委員会としての考え方

	（救済委員がいるだけで、権利を侵害されている子どもを守れないという無意味なことがおきないように。)そのためには相談員の配置数も具体化する必要があるのでは？勧告や是正要請機能も具体化して欲しい。 また、子供の権利の理解を全体に広める上でも子供達で組織する「子供委員の設置」は必要と思う。	の具体的な機能等は、市が別に定めるべきと考えております。 ②相談員について ご意見の趣旨については、第 22 条（相談員）に考え方を盛り込んでいますが、相談員の配置数等は、市が別に定めるべきと考えております。 ③子ども委員について ご意見の趣旨については、第 4 条（広報及び権利の普及）、第 17 条（子ども会議）などに同様の考え方を盛り込んでいます。
26	制定に絶対反対です。 条例制定の結果、子供は自分の義務に見合う以上に肥大化した権利を手にする可能性がある。 その権利は、子供自らの思考で得られるものでなければならない。決して誰か、第三者に教え込まれたものであってはならない。 その権利を口実に、大人が手を出せなくなる状況を歓迎する勢力（教職員組合員の一部）は、教育の現場に混乱を持込もうとしている。	①子どもの権利について 検討委員会としては、第 2 章「子どもの権利」などにおいて、子どもの権利についての考え方を示し、権利と義務は相対するものではなく、お互いの権利の尊重の中に、責務が生まれると考えております。 ②子どもの思考について 検討委員会としては、第 14 条（育ち・学ぶ施設での権利の保障）第 3 項で、「学校においては、人権教育及び子どもの権利について学ぶ機会を設けます。」とし、学ぶ機会を保障する考え方を示しました。 ③教育現場について 検討委員会としては、市長からの諮問のとお

市民意見と検討委員会としての考え方

	子供の声・権利を振りかざし、学習指導要領や都道府県の教育方針、国旗・国歌教育の転覆を図ろうとするのは目に見えている。 子供の権利を隠れ蓑に、政治的イデオロギーを強行実現しようとしている者が居る。 もはや、この条例自体を議論する意義は無い。 義務教育中の子供は、黙って義務教育に従えば良い。 学校行事や授業の内容を検討させるなど、変な話である。 分別のつかない子供と何を協議するというのか。 モンスターペアレント（あるいは）チルドレンが増加したのは問題だと思うが、副次的な現象でしかない。 将来を担う子供達の人格形成をこの条例で阻むことは許されない。 また、虐待やいじめの問題は、子供の権利条例とは切り離して考えるべきことである。	り、子どもたちを取り巻く状況は、いじめ、不登校、虐待、子どもによる触法行為など、深刻な問題が多く発生していることから、子どもは家庭や地域社会の愛情に包まれ、権利を保障されることにより、豊かな人格を形成し健やかに成長していくことができると考え、条例づくりを進めています。 ④子どもの人格形成について 検討委員会としては、第７条（守られる権利）第３号で、「個性が認められ、人格が尊重されること。」とし、子どもの個性が大切にされる考え方を示しました。 ⑤虐待、いじめについて 検討委員会としては、第３章「子どもの生活の場での権利の保障」で、虐待等の禁止を規定するとともに、子どもの権利を保障するために必要な基本的な事項を、子どもが生活している３つの場、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域に即して規定しました。